

令和8年度 市民税・県民税申告の手引き

申告期限 令和8年3月16日

《市民税・県民税の申告が必要な人》

令和8年1月1日現在、安中市に居住している人

- 令和7年中に収入がない人でも国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定、介護保険料の段階判定、児童手当の現況届、公営住宅の家賃の算定などのため申告をお願いします。
- 以下(1)～(3)に該当する人は、「市民税・県民税の申告が必要な人」から除きます。
(1) 税務署へ令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する(した)人
(2) 令和7年中の収入が給与収入や公的年金等の収入のみで、支払者から安中市へ給与や公的年金等の支払報告書が提出されている人(支払報告書が提出されているか不明の人は、各支払者へ確認してください。)
※ 源泉徴収票記載の控除内容に追加や変更がある場合は、申告による修正が必要です。
(3) 税法上の扶養になっていて、かつ収入がなかった人

《申告に必要なもの》

- | | |
|--|--|
| □ 所得金額を証明する書類 | ○ 紙と年金所得者 …源泉徴収票や支払証明書など |
| | ○ 事業所得者(営業・農業)及び不動産所得者 …収支内訳書や帳簿など |
| □ 各種社会保険料の支払額を証明する書類 | 社会保険料納付額確認書(1月下旬に市役所から送付するハガキ)
国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書や支払証明書 |
| □ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払額を証明する書類 | |
| □ 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書(当該年に支払った医療費の金額及び保険金等で補填される金額をまとめたもの)
セルフメディケーション税制による控除を受ける人は、セルフメディケーション税制の明細書及び当該年に健康保持増進及び疾病予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類 | |
| □ 雑損控除を受ける人は損害額を証明する書類や罹災証明書など | |
| □ 寄附金控除を受ける人は寄附の受領証明書や領収書 | |
| □ 障害者控除を受ける人は障害者手帳や障害者控除対象者認定書など | |
| □ 個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)・本人確認書類(運転免許証など) | |
| □ 扶養控除を受ける人は被扶養者の個人番号確認書類(マイナンバーカードなど) | |

【問い合わせ】

安中市役所 027-382-1111(代表)

税務課市民税係(本庁内)

住民福祉課税務係(松井田庁舎内)

家族以外の人が申告する場合は事前に
お問合せください。

●基礎控除

本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円

●各所得控除

各所得控除	控除額
扶養控除	一般 33万円
	特定 45万円
※ 合計所得金額が48万円以下の親族が対象	老人 38万円
	同居老親 45万円
	16歳未満 控除額なし
障害者控除	普通 26万円
	特別 30万円
	同居特別 53万円
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円
勤労学生控除	26万円

●配偶者控除

合計所得金額が48万円以下の配偶者が対象

本人の合計所得金額	一般配偶者控除	老人(※)配偶者控除
900万円以下	33万円	38万円
900万円超～950万円以下	22万円	26万円
950万円超～1,000万円以下	11万円	

●配偶者特別控除

本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額
900万円以下	48万円超～100万円以下	33万円
	100万円超～105万円以下	31万円
	105万円超～110万円以下	26万円
	110万円超～115万円以下	21万円
	115万円超～120万円以下	16万円
	120万円超～125万円以下	11万円
	125万円超～130万円以下	6万円
950万円超～900万円以下	130万円超～133万円以下	3万円
	48万円超～100万円以下	22万円
	100万円超～105万円以下	21万円
	105万円超～110万円以下	18万円
	110万円超～115万円以下	14万円
	115万円超～120万円以下	11万円
	120万円超～125万円以下	8万円
1,000万円以下	125万円超～130万円以下	4万円
	130万円超～133万円以下	2万円
	48万円超～100万円以下	11万円
	100万円超～105万円以下	
	105万円超～110万円以下	9万円
	110万円超～115万円以下	7万円
	115万円超～120万円以下	6万円

(※) 昭和31年1月1日以前生まれの配偶者
(令和7年12月31日時点で70歳以上)